

2014年10月20日 全4頁

紛争鉱物開示規制の行方

「企業の人権」が焦点に

金融調査部 主任研究員
鈴木裕

[要約]

- 米国の紛争鉱物開示規則は、憲法適合性が問われており、現在なお不確定な状況が続いている。
- 今年度に紛争鉱物開示に取り組んだ約 1300 社が負担したコストは、7 億ドル以上に達しているとの推計もある。
- 米国上場企業のサプライチェーンに属する日本企業にも紛争鉱物調査の負担は及んでいる。

初年度の紛争鉱物開示状況

米国証券取引委員会 (Securities and Exchange Commission =SEC) が、2012年8月に策定した紛争鉱物の使用に関する開示規則¹に基づく初年度の開示を期限内に終えたのは、およそ1300社にとどまった²。事前の予想では、6000社程度と思われていた。多くの企業は、5月末(本年は6月2日)の期限に間に合わなかったことになる。

紛争鉱物開示規則は、3TGと呼ばれるタンタル、タングステン、錫および金を製品に含む場合には、それがコンゴ民主共和国 (Democratic Republic of the Congo=DRC) やその周辺国で武装集団の資金源となっているか調査し、その結果の開示を製造業者等に義務付ける規則だ。資金源になっていない場合には、“DRC conflict free” (DRC 紛争と無関係) と開示する。米国内で上場する企業に対して適用されるが、製品内の紛争鉱物について、原産国調査が義務付けられていることから、これら米国上場企業に原材料や部品を納入している企業も、この開示規則に対応しなければならなくなっている。米国上場企業に部品や原材料を納入している一次サブ

¹経済産業省「米国の紛争鉱物開示規制」

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade/funsou/

² EY Center for Board Matters “Let’s talk: governance” (June 2014)

[http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/EY-lets-talk-governance-june-2014/\\$FILE/EY-lets-talk-governance-june-2014.pdf](http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/EY-lets-talk-governance-june-2014/$FILE/EY-lets-talk-governance-june-2014.pdf)

ライヤーだけでなく、これら一次サプライヤーに納入している二次サプライヤー、そしてさらに遡った調査が行われる。サプライチェーンの川下企業から川上の企業へ質問状が送られてくるので、それに回答をするためには、さらに川上に向けた調査を行わなければならないのである。

わが国の企業も、この紛争鉱物に関する調査を行っており、これに要する人員や時間、および情報入手のためのコストは相当な負担になる場合があると思われる。一つの部品を川下企業に納入していたとしても、その部品がいくつかの素材で構成されているとすれば、その素材一つ一つの淵源をたどっていかなければならず、調査に要する負担は決して小さなものではない。米国で期限通りに開示した約 1300 社は、合計で 7 億ドル以上をこの調査に費やしたとの推計もある³通りで、紛争鉱物の調査は、容易に行えるものではない。

SEC 規則では、1 月から 12 月までの 1 年間の状況を報告・開示するとしており、来年 5 月末の第二回の報告期限に向けた調査がスタートしているようである。米国に上場していない企業であっても、川下からの調査依頼に回答をする準備が進められている。米国商務省が 3TG の精錬・精製所のリストを公表した⁴ことから、次回の調査は初回よりも容易に行えるとの期待もある。しかし、商務省であってもどの精錬・精製所が、“DRC conflict free”であるかを識別できてはならず、やはり相当な困難を伴う調査になることは変わらないのではないだろうか。

報告期限直前の憲法違反判決⁵

紛争鉱物開示を定めた SEC 規則に対しては、全米製造業者協会 (National Association of Manufacturers) などが原告となって、SEC を訴えていた。2014 年 4 月には、連邦控訴裁判所が憲法違反を理由として、紛争鉱物開示規則を一部無効とする判断を下した⁶ことを受け、SEC は規則の一部を不適用とすることを表明した⁷。

控訴裁判所の判断の中核は、“not been found to be ‘DRC conflict free’ ” という表示を強制することは憲法で保障された企業の表現の自由を侵害するということにある。企業は、自社の製品について説明を加える自由があるはずだ。しかし、“conflict free” などの用語は、

³ Tulane University “New Study Gauges Corporate Resources Mobilized to Comply with Conflict Mineral Disclosure Law”

<http://www.payson.tulane.edu/news/new-study-gauges-corporate-resources-mobilized-comply-conflict-mineral-disclosure-law>

⁴ “DEPARTMENT OF COMMERCE REPORTING REQUIREMENTS UNDER SECTION 1502(d) (3) (C) OF THE DODD-FRANK ACT WORLD-WIDE CONFLICT MINERAL PROCESSING FACILITIES”

<http://www.ita.doc.gov/td/forestprod/DOC-ConflictMineralReport.pdf>

⁵ 鈴木裕「米裁判所、紛争鉱物開示規則の一部無効判決」

http://www.dir.co.jp/research/report/capital-mkt/20140521_008544.html

⁶ 2014 WL 1408274 (D.C. Cir. Apr. 14, 2014)

[http://www.cadc.uscourts.gov/internet/opinions.nsf/D3B5DAF947A03F2785257CBA0053AEF8/\\$file/13-5252-1488184.pdf](http://www.cadc.uscourts.gov/internet/opinions.nsf/D3B5DAF947A03F2785257CBA0053AEF8/$file/13-5252-1488184.pdf)

⁷ Statement on the Effect of the Recent Court of Appeals Decision on the Conflict Minerals Rule

<http://www.sec.gov/News/PublicStmt/Detail/PublicStmt/1370541681994>

DRC 紛争に対する道徳的評価の比喩表現 (metaphor) であり、製品の非倫理性について消費者に告げることを義務付けようとするものであるから、企業の表現の自由を侵害するという。立法目的を達成するために、より制限的でない手段 (less restrictive means) を SEC は検討すべきであったのに、それが不十分であった。憲法上の自由を侵害するという懸念は、規則の準備段階から問題視されており、開示にあたっての表現も入念に検討されていたが、SEC が選択した用語に対して、司法判断は慎重な姿勢を示すこととなった。

この控訴裁判所の判断を受けて、SEC は、“DRC conflict free”、“not been found to be ‘DRC conflict free’ ”、および “DRC conflict undeterminable” など、紛争鉱物開示の結論的な部分を情報開示義務から外す旨を表明することとなった。とはいえ、原産国を調査する義務は維持されているので、調査に要する企業側の負担が軽減されたわけではない。

SEC は、控訴裁判所の判断を不服として、控訴裁判所大法廷 (court en banc) での審理を求めており、現在その必要性について検討が進められているところである。SEC が大法廷審理を求めたのは、企業の表現の自由に関して、類似する事案で一見矛盾するよう見える判決が出ていることから、憲法解釈の問題となるとの主張が可能になったからだ。憲法判断の統一を求めるとのことである。類似の事案とは、主に肉類の原産国表示規則に関するもの⁸だ。原産国が米国であるかどうかの表示義務を巡って争われた。この事案では、裁判所が合憲性を判断するにあたり緩やかな基準と言われる “rational basis review” (合理性審査基準) を適用した。規制目的と手段の間に合理的な関連があれば、合憲との判断に傾く。

紛争鉱物については、“less restrictive means” を求める厳しい基準を適用したので違憲判断に至った。企業に製品について何らかの開示義務を負わせる点では、同じでありながら、憲法に定められた人権保護との関連では、裁判所の評価が分かれたということである。これは、肉類等の原産国は “purely factual and uncontroversial information” (純然たる事実に関する争いの余地のない情報) であるから、それを開示しない自由に対する保護の程度は小さいということだと思われる。開示を強制しても表現の自由を侵害するとはいけないということだ。

大法廷での再審理については、紛争鉱物に関する情報が “purely factual and uncontroversial information” であるとする SEC の主張と、政治的思想的な価値判断を含む表現行為であるという原告側の主張が対立している。

企業の人権と企業の社会的責任の調和

この紛争鉱物開示規則を定めるドッド=フランク・ウォール街改革及び消費者保護に関する法律 (Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act 2010) は「コンゴ民主共

⁸ United States Court of Appeals FOR THE DISTRICT OF COLUMBIA CIRCUIT “AMERICAN MEAT INSTITUTE, ET AL., APPELLANTS v. UNITED STATES DEPARTMENT OF AGRICULTURE, ET AL., APPELLEES”
[http://www.cadc.uscourts.gov/internet/opinions.nsf/0A414DC69DA6F05585257CA9004D8645/\\$file/13-5281-1485877.pdf](http://www.cadc.uscourts.gov/internet/opinions.nsf/0A414DC69DA6F05585257CA9004D8645/$file/13-5281-1485877.pdf)

和国を原産とする紛争鉱物の開発および取引は、コンゴ民主共和国東部における深刻な暴力、特に性的暴行やジェンダーに基づく暴力により特徴づけられる紛争の資金調達に一役買っており、この地域での人道上、急を要する事態の一因となって」いるとしている⁹。国際紛争に関する企業の社会的責任に対する関心の高まりを受け、紛争地域での武器購入のための資金調達を断つために、企業に一定の開示義務を負わせたものだ。

紛争鉱物開示規則は、紛争鉱物の使用を禁止するものではない。しかし、自社製品に紛争鉱物を利用した部材を使用していると開示することによって、消費者や投資家からの評価が低下したり、サプライチェーンから排除されたりすることになれば、企業経営者の責任が迫られる可能性も否定できないだろう。このような場合には、企業業績に波及する恐れもあり、紛争鉱物の利用を抑制する効果が期待できる。結果的に紛争地域への資金の流入が減少することで、紛争に伴う人権侵害を抑制することとなる。紛争鉱物開示規則は、企業が製品に関する情報を開示し、その情報を投資家や消費者が利用することによって、紛争の資金を断ち、紛争地域における人権の保護を図ろうとしている。企業が、情報開示を通じて人権保護へ貢献することを目指す方策であったということだ。

しかし、企業もまた人権の享有主体であることは言うまでもない。紛争鉱物開示規則が、企業に表現行為を強制し、いわば自社製品の非倫理性を告白させることであるとすれば、企業の表現の自由との摩擦が生じる。企業に対して人権保護への貢献を求めることは、当然あり得るにせよ、企業自体の人権尊重とのバランスをとることの必要性が浮き彫りになってきたといえるのではないだろうか。

紛争鉱物開示初年度であり、企業がこれに費やすコストの実態が見えてきた。しかし、米国内上場企業による直接的なコストだけでなく、川上に属する多数の企業が費やすコストを足し合わせるとどれほどになるかは、未だ明らかではない。費やされたコストに見合う成果が上がっているか、あるいはより少ないコストでより効果的な成果を上げることはできないか、また、開示された情報が想定通りに利用されているかは、今後の課題として残されている。

⁹ 経済産業省「金融規制改革法第1502条 仮訳」

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade/funsou/pdf/funsou_03.pdf